

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会  
会長 宮田 広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和3年11月30日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第21条の規定に基づく処分に係る審査請求（R2-1号）について、下記のとおり答申します。

記

1 審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- (1) 一般的に、精神科疾患については、症状が揺れ動くことは否定できないが、処分庁は正当に評価を行い、正当な手続を踏んでいると判断できる。
- (2) 状態が悪化している可能性もあるが、その場合は、もう一度申請し直すなどの手続を踏む必要がある。